

第 3 3 回

大網白里市農業委員会総会議事録

令和 7 年 1 月 9 日（木）

農村環境改善センター 農事研修室

第33回大網白里市農業委員会総会議事録

1、開催日時 令和7年1月9日（木）

2、開催場所 農村環境改善センター 農事研修室

3、招集者 大網白里市農業委員会会長 内山 充 弘

4、出席委員（16名）

1番	平 賀 久 雄	2番	齊 藤 義 信
3番	小 川 一 成	4番	穴 倉 喜八郎
5番	川 寄 篤 之	6番	増 田 健 二
7番	平 賀 武	8番	加藤岡 一 弘
9番	内 山 充 弘（会長）	10番	中 村 和 敏
11番	川 嶋 一 美	12番	板 倉 小百合
13番	内 海 亮 一（会長職務代理者）	14番	梅 原 英 男
15番	齋 藤 重 幸	17番	今 関 喜 明

5、欠席委員（1名）

16番 鵜 澤 英 夫

6、議事日程 第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
（整理番号1～8）

第4 議案第2号 大網白里市農用地利用集積計画の作成について
（利用権設定）

第5 議案第3号 非農地判断について（整理番号1～20）

第6 報告第1号 農地の転用事実に関する照会について
（整理番号1～20）

第7 報告第2号 賃借料情報について

7、農業委員会事務局職員

事務局長	野 口 裕 之	主 査	片 岡 和 信
主任書記	長谷川 聡 彦	書 記	谷 口 智

◎開 会

○議長 ただいまより、第33回大網白里市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員数は、17名中、16名で定足数に達しておりますので、第33回大網白里市農業委員会総会は成立しております。

なお、本日は鵜澤英夫委員から所用のため、欠席の旨、連絡がありましたことを報告いたします。

(午後 3時02分)

◎議事録署名委員の指名

○議長 日程第1、議事録署名委員の指名について、お諮りいたします。

議事録署名委員は議長から指名させていただくことで、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議ないものと認め、議事録署名委員は、川寄篤之委員及び増田健二委員にお願いいたします。

◎会議書記の指名

○議長 続きまして、日程第2、会議書記の指名は、事務局職員の片岡主査を指名いたします。

◎議案第1号(整理番号1～8)

○議長 続きまして、日程第3、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局から議案第1号、整理番号1から8について、説明をお願いいたします。

○事務局 ご説明申し上げます。議案書の1ページをご覧ください。

整理番号1、申請地は、四天木字南新田、地目 田の1筆、面積218㎡を、売買により、所有権移転しようとするものでございます。

権利者、義務者は、議案書のとおりでございます。

申請理由は、権利者は、相手方の申出によるもの、義務者は、経営規模を縮小するため、でございます。

申請位置は、別添資料の図面の1ページをご覧ください。

左下に赤で1-1と示してある箇所でございます。

申請内容の詳細は、別添の詳細資料、1ページから4ページまでになります。

次に、整理番号2、申請地は、四天木字南新田、地目 田の1筆及び、畑の1筆、合計面積2,538㎡を、売買により、所有権移転しようとするものでございます。

権利者、義務者は、議案書のとおりでございます。

申請理由は、権利者は、相手方の申出によるもの、義務者は、経営規模を縮小するため、でございます。

申請位置は、別添資料の図面の1ページをご覧ください。

左下に赤で1-2と示してある2箇所でございます。

申請内容の詳細は、別添の詳細資料、5ページから9ページまでになります。

次に、議案書2ページをご覧ください。

整理番号3、申請地は、大網字野内、地目 田の1筆、面積1,584㎡を、売買により、所有権移転しようとするものでございます。

権利者、義務者は、議案書のとおりでございます。

申請理由は、権利者は、経営規模を拡大するため、義務者は、耕作できないため、でございます。

申請位置は、別添資料の図面の2ページをご覧ください。

右側中央に赤で1-3と示してある箇所でございます。

申請内容の詳細は、別添の詳細資料、10ページから13ページまでになります。

次に、整理番号4、申請地は、大網字切留、地目 田の1筆、面積1,038㎡を、売買により、所有権移転しようとするものでございます。

権利者、義務者は、議案書のとおりでございます。

申請理由は、権利者は、経営規模を拡大するため、義務者は、耕作できないため、でございます。

申請位置は、別添資料の図面の2ページをご覧ください。

右側上に赤で1-4と示してある箇所でございます。

申請内容の詳細は、別添の詳細資料、14ページから17ページまでになります。

次に、議案書3ページをご覧ください。

整理番号5、申請地は、永田字北中原、地目 畑の1筆、面積2,299㎡を、使用貸借権を設定しようとするものでございます。

権利者、義務者は、議案書のとおりでございます。

申請理由は、権利者は、経営規模を拡大するため、義務者は、事業承継のため合同会社へ移転するため、でございます。

申請位置は、別添資料の図面の3ページをご覧ください。

中央に赤で1-5と示してある箇所でございます。

申請内容の詳細は、別添の詳細資料、18ページから28ページまでになります。

次に、整理番号6、申請地は、細草字新山、地目 畑の3筆及び、田の5筆、合計面積10,017㎡を、売買により、所有権移転しようとするものでございます。

権利者、義務者は、議案書のとおりでございます。

申請理由は、権利者は、経営規模を拡大するため、義務者は、耕作できないため、でございます。

申請位置は、別添資料の図面の4ページをご覧ください。

赤で示してある8箇所でございます。

申請内容の詳細は、別添の詳細資料、29ページから38ページまでになります。

次に、議案書4ページをご覧ください。

整理番号7、申請地は、四天木字南新田、地目 畑の1筆、面積400㎡を、売買により、所有権移転しようとするものでございます。

権利者、義務者は、議案書のとおりでございます。

申請理由は、権利者は、経営規模を拡大するため、義務者は、耕作できないため、でございます。

申請位置は、別添資料の図面の1ページをご覧ください。

右下に赤で1-7と示してある箇所でございます。

申請内容の詳細は、別添の詳細資料、39ページから45ページまでになります。

次に、整理番号8、申請地は、四天木字南新田、地目 畑の1筆、面積289㎡を、売買により、所有権移転しようとするものでございます。

権利者、義務者は、議案書のとおりでございます。

申請理由は、権利者は、経営規模を拡大するため、義務者は、耕作できないため、でございます。

申請位置は、別添資料の図面の 1 ページをご覧ください。

右下に赤で 1－8 と示してある箇所でございます。

申請内容の詳細は、別添の詳細資料、46 ページから 52 ページまでになります。

なお、整理番号 1 から 5 の権利者における農業従事日数及び農業機械の保有状況などにつきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可要件を満たしているものと認められますが、整理番号 6 から 8 については、「農地法第 3 条における審議事項確認書」の〔1〕基本要件、（農地法第 3 条第 2 項第 1 号）「全部効率利用が認められない場合」の「⑤農地効率利用」において、「未耕作地については営農計画書の提出あり」と記載しております。

この件につきましては、権利者の所有農地の内、昨年度の令和 6 年 1 月 10 日開催の第 21 回大網白里市農業委員会総会において農地法第 3 条許可を得て所有権移転した農地に未耕作地があり、改めて営農計画が提出されており、今後、整備及び耕作していく旨、記載されておりました。

書面の内容につきましては、未耕作地 14 筆中、6 筆は、「現状、雑木林の状況で直ちに耕作できる状況にはありません。今後、3 年以内に耕作できるよう、開墾作業を行って参ります。」と記載があり、14 筆中、3 筆は、「現状草刈り作業が完了し、栽培開始に向かって準備している段階です。3 月から 4 月頃より耕作を開始する予定です。」と記載されております。

なお、残りの農地は、草刈り等を実施し、管理されている状況でございました。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま、事務局から説明がありましたが、地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

整理番号 1 の案件につきましては、川嶋一美委員、お願いいたします。

○川嶋委員 議案第 1 号整理番号 1 について事務局の説明の通りですが、12 月 28 日に吉原推進委員と現地確認し、義務者と権利者に会い話を聞きましたので報告します。

本件については間違いのないことでした。

義務者の田は、権利者の隣にあり以前より権利者が耕作をしていて、今回、義務者から売買の話があり、権利者の田の隣でもあり、自宅からも近いため承諾したとのこと。

権利者は地域の農業を担う若手の農業者で、経営規模の拡大を図っており機械設備も整っていて、問題はないと思いますが、委員の皆様の慎重審議のほどよろしくをお願いします。

○議長 ご苦労さまでした。

次に、整理番号２の案件につきましては、板倉小百合委員、お願いいたします。

○板倉委員 議案第１号整理番号２について調査報告を申し上げます。

理由の内容としては、事務局の説明の通りです。

１２月２９日、片岡推進委員と権利者義務者宅へ伺いました。

義務者は仕事の都合で不在でしたが、ご主人にお会いしてお話を聞いたところ、昨年４月に父親が死亡し、農地を相続しましたが、会社員であり、今後のことを考えて、農地を手放すことにしたため、以前より近所で田と畑を耕作している権利者をお願いしたところ、承諾していただき、今回の申請に至ったそうです。

権利者も間違いのないとのことでした。

権利者は意欲的な認定農業者ですので、問題はないと思われますが、委員の皆様の慎重な審議をお願いいたします。

○議長 ご苦労さまでした。

次に、整理番号３から４の案件につきましては、川寄篤之委員、お願いいたします。

○川寄委員 議案第１号整理番号３の調査報告をいたします。

申請内容は事務局説明の通りです。

調査には１２月２７日に関本推進委員さんと、権利者宅に伺い話を聞きました。

権利者は昔から耕作していましたが、今回、義務者から正式に売買の申し入れがあり、申請地は自作地に近く、利便性もよいことから決めたそうです。

義務者には電話で調査をしました。

義務者は耕作できないので権利者をお願いしたそうです。

権利者とは同じ地区でもあり、前から耕作をしてもらっていることから、話が決まったそうです。

間違いのないのでよろしくをお願いしますということでした。

権利者は機械も労力もそろっており、問題はないと思いますので、慎重審議よろしくをお願いします。

続きまして、議案第1号整理番号4の調査報告をいたします。

申請内容は事務局説明の通りです。

調査には12月27日に関本推進委員さんと権利者宅に伺い、話を聞きました。

権利者は前から頼まれて耕作をしていましたが、今回義務者から正式に売買の話があり、申請地は自作地に近く、利便性もいいことから決めたそうです。

義務者には電話で調査をしました。

義務者は、耕作できないので権利者にお願いしたそうです。

権利者とは同じ地区でもあり、前から耕作をしてもらっていて、親戚筋でもあることから、話が決まったということでした。

間違いないので、よろしくお願いしますということでした。

権利者は機械も労力もそろっており、問題はないと思いますので、慎重審議よろしく願いをいたします。

○議長 ご苦労さまでした。

次に、整理番号5の案件につきましては、今関喜明委員、お願いいたします。

○今関委員

それでは整理番号5の調査報告をいたします。

12月30日、小倉推進委員さんと義務者に会いお話を聞いてきました。

説明は事務局の内容の通りです。

義務者も意欲満々な若者で、どんどん経営規模を拡大していきたいというお話でした。

そのためにも合同会社へ事業継承し、16人いるパートさん等々の従業員にこれから社会保険をかけてあげたいという意気込みでございました。

何ら問題はないと思いますが、慎重な審議よろしくをお願いいたします。

以上です。

○議長 ご苦労さまでした。

次に、整理番号6から8の案件につきましては、平賀武委員、お願いいたします。

○平賀委員 それでは議案第1号整理番号を6から8まで同一の権利者であるため、一括して調査報告を申し上げます。

内容は、事務局説明の通りでございます。

12月29日、菅谷推進委員と私で申請地を確認しました。

整理番号6の申請地につきましては、水田については綺麗な状態でありましたが、畑については一部荒れている状況にありました。

整理番号7及び8につきましては、申請地がわかりづらいため、12月29日、現地から代理人に申請地の確認を電話でしました。

申請地の確認ができ、管理状況については、草刈りをしてあり、きちんと整備されていた状況でありました。

権利者には1月8日に電話で内容確認しました。

申請地で一部荒れている土地がについて伺ったところ、保有している農業機械で4月に圃場整備をし、8月に蕎麦の種まきを行い、11月に収穫をする予定であるということでありました。

収穫した蕎麦については、蕎麦粉にして販売をしたり、レストランで使用したりするということでありました。

整理番号6については、義務者に12月28日に電話で確認をいたしました。

申請の内容に間違いありませんということでございました。

整理番号7と8の義務者には28日に電話をしましたが、留守のようで電話に出られなかったため、代理人に電話で確認しました。

申請内容に間違いありませんということでございました。

以上が調査報告でございます。

慎重審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長 ご苦労さまでした。

それでは、これより整理番号1から8について、一括して質疑に入ります。

ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご質問、ご意見ともにならないようですので、これにて議案第1号の整理番号1から8に対する質疑を終結いたします。

これより、順次採決いたします。

○議長 議案第1号、整理番号1について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第1号、整理番号1は、原案のとおり許可することに決定いた

します。

○議長 次に、議案第1号、整理番号2について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第1号、整理番号2は、原案のとおり許可することに決定いたします。

○議長 次に、議案第1号、整理番号3について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第1号、整理番号3は、原案のとおり許可することに決定いたします。

○議長 次に、議案第1号、整理番号4について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第1号、整理番号4は、原案のとおり許可することに決定いたします。

○議長 次に、議案第1号、整理番号5について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第1号、整理番号5は、原案のとおり許可することに決定いたします。

○議長 次に、議案第1号、整理番号6について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

○議長 賛成多数により、議案第1号、整理番号6は、原案のとおり許可することに決定いたします。

○議長 次に、議案第1号、整理番号7について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

○議長 賛成多数により、議案第1号、整理番号7は、原案のとおり許可することに決定いた

します。

○議長 次に、議案第1号、整理番号8について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

○議長 賛成多数により、議案第1号、整理番号8は、原案のとおり許可することに決定いたします。

◎議案第2号（利用権設定）

○議長 それでは、日程第4、議案第2号「大網白里市農用地利用集積計画の作成について」を議題とします。

なお、本日審議をいただく、整理番号18から21の案件は、中村和敏委員が、整理番号22の案件は、川嶋一美委員が大網白里市農業委員会会議規則第10条の規定による議事参与の制限に該当しますので、当該案件を審査する際には、退出していただくことになります。

つきましては、先行して、整理番号1から17の案件の審議をお願いしたいと思います、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○事務局 異議がないとのことですので、それでは、事務局から議案第2号、整理番号1から17について、説明をお願いいたします。

○事務局 ご説明申し上げます。議案書の5ページをご覧ください。

本案は、「農業経営基盤強化促進法」に基づき、大網白里市長から農業委員会長に意見を求められたものでございます。

議案書の6ページ「利用権設定総括表」をご覧ください。

利用権の設定を受ける者は16人、利用権の設定をする者は21人、利用権の設定をする農用地の筆数および面積は、田が80筆で、面積101,015㎡、畑が5筆で、面積4,752㎡、田と畑の合計面積は、105,767㎡でございます。

次に、議案書の7ページから8ページをご覧ください。

利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等でございます。

次に、議案書の9ページをご覧ください。

農用地利用集積計画でございます。

今回の契約種別および件数は、新規が18件、更新が4件で、計22件でございます。

整理番号1から17の、所在地名の大字、地目および筆数、合計面積、設定期間、対価の支払い、契約種別の順に説明させていただきます。

なお、借受人と貸付人の住所、氏名および備考につきましては、議案書のとおりでございます。

整理番号1、山口、田が4筆、3,056㎡、10年、物納、10a当たりコシヒカリ1等米90kg、新規。

整理番号2、大網、田が2筆、1,530㎡、6年、物納、10a当たりコシヒカリ1等米60kg、新規。

整理番号3、永田、田が1筆、155㎡、6年、物納、10a当たりコシヒカリ1等米60kg、新規。

整理番号4、永田、田が8筆、1,308㎡、6年、物納、10a当たりコシヒカリ1等米60kg、新規。

整理番号5、南今泉、田が8筆、17,016㎡、3年、物納、10a当たりコシヒカリ1等米60kg、新規。

整理番号6、南今泉、田が1筆、449㎡、3年、物納、全面積でコシヒカリ1等米30kg、新規。

整理番号7、南今泉、田が2筆、3,840㎡、10年、物納、10a当たりコシヒカリ1等米90kg、新規。

整理番号8、四天木、田が6筆、7,195㎡、10年、物納、10a当たりコシヒカリ1等米90kg、新規。

整理番号9、四天木、畑が1筆、961㎡、6年、無償、新規。

整理番号10、四天木、田が5筆、11,442㎡、10年、物納、10a当たりコシヒカリ1等米60kg、新規。

整理番号11、砂田、畑が3筆、2,598㎡、6年、金納、10a当たり8,000円、新規。

整理番号12、池田、田が5筆、3,062㎡、6年、物納、10a当たりコシヒカリ1等米60kg、更新。

整理番号13、木崎、田が1筆、935㎡、10年、物納、10a当たりコシヒカリ1等米90kg、更新。

整理番号１４、四天木、田が７筆、１０、２４９㎡、６年、金納、１０ａ当たりコシヒカリ１等米６０kg相当額、更新。

なお、整理番号１から１４の借受人につきましては、農業従事日数など、農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律附則第５条第２項の規定に基づき、改正前の農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定の各要件を満たしているものと認められます。

続きまして、整理番号１５から１７は農地中間管理事業となります。

整理番号１５、四天木、田が１筆１、４９７㎡、１０年、金納、全面積コシヒカリ１等米６０kg相当額、新規。

整理番号１６、細草、田が６筆６、０５７㎡、１０年、金納、１０ａ当たりコシヒカリ１等米６０kg相当額、新規。

整理番号１７、四天木、畑が１筆１、１９３㎡、１０年、金納、全面積で６、０００円、新規。

整理番号１５から１７は、「農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条の２」の規定に基づく農用地利用集積計画でございます。

農地中間管理機構が賃借権の設定等を受ける農用地等を同時に賃借権の設定等する場合には、農用地利用配分計画によらず、当該賃借権の設定等を行うことができることとされております。

また、同条第３項第４号の規定に基づく農地中間管理機構の「公益社団法人 千葉県園芸協会」において千葉県知事と協議を諮り、同意が得られておりますことを申し添えます。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま、事務局から説明がありましたが、関連して、新規契約の利用権設定案件について、地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

なお、更新契約の利用権設定案件につきましては、調査報告を省略させていただきます。

それでは、整理番号１の案件につきましては、穴倉喜八郎委員、お願いいたします。

○穴倉委員 それでは、調査結果の報告をいたします。

整理番号１を説明いたします。

内容につきましては、事務局の説明の通りでございます。

１２月２９日、私と完倉推進委員と貸付人宅で待ち合わせをして、借受人と合流し、両者に話を伺いました。

貸付人から、今まで耕作していた方から、農地の返還があり、代わりの耕作者を探していたところ、経営規模を拡大したい借受人と利用権を設定することが決まり、今回の申請に至ったということでございます。

貸付人から申請書の内容に、間違いありません。よろしくお願いしますとのことでした。

借受人は認定農業者で、調査農地が隣接している農地でもあり、申請することとなりました。

特に問題はないと思われますが、委員の皆様の慎重なる審議をよろしくお願いします。

以上です。

○議長 ご苦労さまでした。

次に、整理番号２の案件につきましては、川寄篤之委員、お願いいたします。

○川寄委員 整理番号２の調査報告をいたします。

申請内容は事務局ご説明の通りです。

調査には１２月２７日に関本推進委員とで、貸付人宅へ伺い話を聞きました。

貸付人は体を壊したため、申請地近くで耕作をしている借受人には前から耕作をお願いしていたということでした。

今回話をしたところ、引き受けてくれたそうです。

申請に間違いないので、よろしくお願いしますということでした。

借受人には１２月３０日に、自宅に伺い話を聞きました。

貸付人には前から耕作を頼まれていたので、今回引き受けたそうです。

申請地は自宅に近く、利便性もいいことから決めたそうです。

借受人は機械も労力もそろっており、問題はないと思いますので、慎重審議よろしくお願いします。

○議長 ご苦労さまでした。

次に、整理番号３～４の案件につきましては、平賀武委員、お願いいたします。

○平賀委員 それでは調査報告を申し上げます。

整理番号３及び４は、借受人が同一のため、一括して調査報告を申し上げます。

内容は、事務局説明の通りでございます。

この案件は、借受人が父親から経営移譲を受け、名義が変わったことから、新規扱いということで申請されたものでございます。

１２月２９日、菅谷推進委員と私で、現地で借受人に話を伺いました。

今までと変わりはございませんのでよろしくお願いしますということであり、現場は綺麗な状態でありました。

貸付人には電話で話を伺いました。

借受人と同様、今までと変わりはありませんのでよろしくお願い申し上げますということでした。

特に問題はないと思われますが、皆様方の慎重なご審議よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長 ご苦労さまでした。

次に、整理番号５の案件につきましては、加藤岡一弘委員、お願いいたします。

○加藤岡委員 それでは整理番号５号について調査報告を申し上げます。

理由としては、事務局説明の通りです。

調査は１２月３０日、市東推進委員と申請場所を確認しました。

また、借受人貸付人には電話で確認したところ、今回の申請に間違いのないことでした。

借受人は以前より耕作の依頼を受け、耕作していましたが、借受人の名義変更に伴うことから今回の申請に至ったところのことです。

特に問題ないと思いますが皆様の慎重なる審議をお願いいたします。

以上です。

○議長 ご苦労さまでした。

次に、整理番号６から７の案件につきましては、齋藤重幸委員、お願いいたします。

○齋藤委員 整理番号６、７について調査報告を行います。

内容は事務局の説明の通りです。

整理番号６については、１２月２９日に貸付人、借受人に詳細を電話で伺いました。

借受人は自分の田に隣接しており少ない面積ではありますが、荒廃農地になる可能性があります、貸付人より耕作を依頼され、引き受けた次第であります。

整理番号７については、１２月２９日に貸付人、借受人に詳細を電話で伺いました。

借受人は農事組合法人で申請地をすでに耕作しております。

農事組合法人として新たに利用集積を申請したと話しておりました。

貸付人も安心して任せられると言っており、申請書類は整っており何ら問題はないと思われますので委員の皆様方の慎重審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 ご苦労さまでした。

次に、整理番号８から１０の案件につきましては、川嶋一美委員、お願いいたします。

○川嶋委員 それでは、まず議案第２号、整理番号８について、報告します。

内容は事務局の説明通りですが、１２月２８日に貸付人は電話で借受人には話を聞きましたので報告します。

申請の田は、以前より借受人が耕作をしていましたが、今回正式に利用権の設定をしたとのこと。

借受人は、認定農業者で機械設備も整っており、問題はないと思いますが、委員の皆様の慎重審議のほどよろしくをお願いします。

続いて整理番号９について報告します。

内容は、事務局の説明通りです。

１２月２８日に吉原推進委員と貸付人には電話で、借受人は会って話を聞きました。

内容に間違いはないとのこと。貸付人の畑は、親戚に耕作してもらっていましたが、経営規模を縮小するということで継続ができなくなり、耕作をしていた親戚より、借受人を紹介してもらったとのこと。

借受人の畑は申請の畑の隣で、自宅も近いので管理もしやすく、今回の申請に至ったとのことでした。

借受人は、機械設備も整っていて、問題はないと思いますが、委員の皆様の慎重審議のほどよろしくをお願いします。

引き続き、整理番号１０について報告します。

内容は事務局の説明の通りですが、同じ１２月２８日に、吉原推進委員と一緒に、貸付人、借受人の話を聞きましたので報告します。

内容については間違いはないとのこと。

申請の田は、以前より借受人が耕作をしていましたが、今回正式に利用権の設定をしたとのこと。

借受人は認定農業者で、機械設備も整っており、問題はないとは思いますが、委員の皆様の慎重審議のほどよろしくをお願いします。

以上です。

○議長 ご苦労さまでした。

次に、整理番号１１の案件につきましては、板倉小百合委員、お願いいたします。

○板倉委員

議案第２号整理番号１１について、調査報告を申し上げます。

内容といたしましては、事務局説明の通りです。

１２月２９日、貸付人・借受人ともに電話にての対応となりました。

借受人は自宅周辺で養蜂を営んでおりますが、山間部地域での養蜂を希望しており、前回この土地で１年間作業してみたところ、質の良いプレミアム級の蜂蜜が取れたそうです。

契約が切れてしまいましたので、新たに申請するとのことですが、イノシシが出没する場所ですので、今後イノシシ対策が必要とのことでした。

貸付人は農地を管理してくれるのでありがたいとおっしゃっておいりました。

問題はないと思われますが、委員の皆様の慎重なる審議をお願いいたします。

○議長 ご苦労さまでした。

これより、整理番号１から１７について、一括して質疑に入ります。

ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長 ご質問、ご意見ともにならないようですので、これにて整理番号１から１７に対する質疑を終結いたします。

それでは、議案第２号、整理番号１から１７について、一括して採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議なしと認め、一括して採決いたします。

それでは、議案第２号、整理番号１から１７について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○議長 総員賛成により、議案第２号、整理番号１から１７の案件は、原案のとおり承認することを決定いたします。

◎議案第３号（整理番号１８から２１）

○議長 続きまして、整理番号１８から２１の案件の審議をお願いしたいと思いますので、議事参与の制限に該当します、中村和敏委員は、ここで退室をお願いいたします。

（中村和敏委員退室）

○議長 事務局から議案第２号、整理番号１８から２１について、説明をお願いします。

○事務局 それでは、整理番号１８から２１の、所在地名の大字、地目および筆数、合計面積、

設定期間、対価の支払い、契約種別の順に説明させていただきます。

なお、借受人と貸付人の住所、氏名および備考につきましては、議案書のとおりでございます。

整理番号18、長国、田が8筆、16,951㎡、6年、金納、10a当たりコシヒカリ1等米60kg相当額、新規。

整理番号19、長国、田が4筆、4,511㎡、6年、金納、10a当たりコシヒカリ1等米60kg相当額、新規。

整理番号20、長国、田が1筆、315㎡、6年、金納、10a当たりコシヒカリ1等米60kg相当額、新規。

整理番号21、長国、田が9筆、10,958㎡、6年、金納、10a当たりコシヒカリ1等米60kg相当額、新規。

なお、整理番号18から21の借受人につきましては、農業従事日数など、農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律附則第5条第2項の規定に基づき、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定の各要件を満たしているものと認められます。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま、事務局から説明がありましたが、関連して、新規契約の利用権設定案件について、地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

それでは、整理番号18から21の案件につきましては、板倉小百合委員、お願いいたします。

○板倉委員

議案第2号整理番号18から21について、借受人が同一ですので、一括して調査報告を申し上げます。

内容といたしましては、事務局説明の通りです。

12月28日、鵜澤推進委員さんと借受人宅へ伺い、お話を聞き、その後、現地確認を行いました。

整理番号18から20までは、以前より耕作を依頼していた方が高齢になり、作業ができなくなったため、貸付人より相談があり、農地が隣接しているので、引き受けたということです。

貸付人3人に電話にて確認したところ、間違いのないことでした。

現地は雑草管理が行き届いた良好な農地でした。

また、整理番号 21 については、現在借受人が耕作しておりますので、新たに利用権設定を申請するとのことです。

貸付人に電話にて確認したところ、よろしく願いいたしますとのご返事でした。

借受人は認定農業者で設備等も整っておりますので、問題はないと思われますが、委員の皆様のご慎重なる審議をお願いいたします。

○議長 ご苦労さまでした。

これより、整理番号 18 から 21 について、質疑に入ります。

ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご質問、ご意見ともにならないようですので、これにて整理番号 18 から 21 に対する質疑を終結いたします。

それでは、採決いたします。

議案第 2 号、整理番号 18 から 21 について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第 2 号、整理番号 18 から 21 の案件は、原案のとおり承認することを決定いたします。

ここで、中村和敏委員を入室させてください。

(中村和敏委員入室)

◎議案第 2 号 (整理番号 22)

○議長 続きまして、整理番号 22 の案件の審議をお願いしたいと思いますので、議事参与の制限に該当します、川嶋一美委員は、ここで退室をお願いいたします。

(川嶋一美委員退室)

○議長 それでは、事務局から議案第 2 号、整理番号 22 について、説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、整理番号 22 の、所在地名の大字、地目および筆数、合計面積、設定期間、対価の支払い、契約種別の順に説明させていただきます。

なお、借受人と貸付人の住所、氏名および備考につきましては、議案書のとおりでございます。

整理番号 22、四天木、田が 1 筆、 489 m²、6 年、金納、10 a 当たりコシヒカリ

1等米60kg相当額、更新。

なお、整理番号22の借受人につきましては、農業従事日数など、農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律附則第5条第2項の規定に基づき、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定の各要件を満たしているものと認められます。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま、事務局から説明がありましたが、更新契約の利用権設定案件につきましては、調査報告を省略させていただきます。

これより、整理番号22について、質疑に入ります。

ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご質問、ご意見ともないようですので、これにて整理番号22に対する質疑を終結いたします。

それでは、採決いたします。

議案第2号、整理番号22について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第2号、整理番号22の案件は、原案のとおり承認することを決定いたします。

ここで、川嶋一美委員を入室させてください。

(川嶋一美委員入室)

◎議案第3号(非農地判断)

○議長 続きまして、日程第5、議案第3号「非農地判断について」を議題とします。

事務局から議案第3号の整理番号1から20について、説明をお願いいたします。

○事務局 ご説明申し上げます。議案書の20ページをご覧ください。

本案は、昨年7月から9月にかけて、農業委員及び農地利用最適化推進委員で実施いただいた「農地利用状況調査」の一次判定で「再生困難農地」となり、非農地判断調査委員3名で実施いただいた「現地調査」の二次判定でも、「再生困難農地」になった農地であることに加え、農業委員及び農地利用最適化推進委員による所有者への聞き取り調査結果を踏まえて抽出した農地となります。

整理番号 1 から 20 までの各筆について、表の一番右側の列、「判定地目（非農地判断後地目）」欄のとおり非農地とするものでございます。

各農地の所在等につきましては、議案書に記載のとおりでございます。

なお、本総会で「非農地」と判断された土地につきましては、所有者に対しまして「非農地通知書」を交付するとともに、法務局など関係機関へ「非農地通知一覧表」を送付し、本市の農地台帳より削除いたします。

説明は以上でございます。

○議長 ご苦労さまでした。

これより、議案第 3 号、整理番号 1 から 20 について、質疑に入ります。

本議案につきましては、農地利用最適化推進委員も発言を許可いたしますので、ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長 ご質問、ご意見ともにならないようですので、これにて議案第 5 号、整理番号 1 から 20 に対する質疑を終結いたします。

それでは、議案第 3 号、整理番号 1 から 20 について、一括して採決することについて、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議なしと認め、一括して採決いたします。

それでは、議案第 3 号、整理番号 1 から 20 について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○議長 総員賛成により、議案第 3 号、整理番号 1 から 20 の案件は、原案のとおり承認することを決定いたします。

◎報告第 1 号～報告第 2 号

○議長 続きまして、日程第 6、報告第 1 号「農地の転用事実に関する照会について」、日程第 7、報告第 2 号「賃借料情報について」を一括して議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 はじめに、報告第 1 号についてご説明いたします。

議案書 21 ページから 31 ページをご覧ください。

農地の転用事実に関する照会は 20 件でございます。

法務局から照会のありました農地の所在地及び申請者は、議案書に記載のとおりであり、現地を農業委員及び推進委員と確認いたしました。

法務局には、表の右から４列目、現況欄に記載のとおり回答いたしました。

続きまして、報告第２号についてご説明いたします。

議案書の３２ページをご覧ください。

賃借料情報につきましては、昨年度まで、「農地法第５２条の規定による情報の提供について（賃借料情報）」で議案としておりましたが、賃借料情報は実績を報告するもので、許可や承認をいただくような案件でないことから、報告とさせていただきます。

では、賃借料情報につきましてご説明いたします。

令和６年１月から同年１２月までの１年間における、農地法第３条による農地の賃貸借や農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画により実際に締結された賃借料のデータを基にして、１０アール当たりの賃借料の平均額、最高額、最低額を算出したものです。

まず、資料の中段、項目１「田（水稻）の部」の表をご覧ください。

こちらは、大網白里市内の田の賃借料について、農業振興地域の農用地区域内と農用地区域外に分け、まとめたものになります。

農用地区域内の田は、４５１筆のデータを基に算出し、その平均額は２２，５００円、農用地区域外の田は、９５筆のデータを基に算出し、その平均額は２０，８００円で行いました。

参考といたしまして、大網白里市全域の田の平均額は、２２，２００円で行いました。

次に、項目２「畑（普通畑）の部」の賃借料についてご説明いたします。

資料の中段よりやや下、項目２「畑（普通畑）」の部」の表をご覧ください。

大網白里市全域で、４１筆のデータを基に算出した畑の部の平均額は１１，９００円で行います。

なお、賃借料を物納している事例につきましては、コシヒカリ６０kg当たり２１，０７０円で換算して算出しております。

つづきまして、３３ページをご覧ください。

「大網白里市賃借料情報（参考）」になります。

今回、算出した賃借料につきまして、前年の金額と比較すると、田の部は表の下から２段目の平均で１３，９００円から２２，２００円と値上がりしており、畑の部は８，５００円から１１，９００円と同様に値上がりしております。

この賃借料情報につきましては、農地の貸し借りをしようとする場合の目安として提供するもので拘束力はなく、実際の契約の際には契約当事者間でよく協議をしていただいた上で締結していただくことになります。

今後の周知予定につきましては、1月中に市のホームページへ掲載し、併せて2月発行の市広報へも掲載し、周知を図って参りたいと考えております。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま、事務局から報告第1号から第2号の説明がありましたが、ご質問、ご意見がありましたら、挙手をお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 よろしいですか。それでは、ご質問、ご意見ともないようですので、これにて、日程第6から日程第7の報告事項を終了いたします。

○議長 この際ですから、他に、ご意見、連絡等がありましたら、各委員又は事務局からお願いいたします。

○議長 特にございませんか。

◎閉 会

○議長 ないようでございますので、以上で、本日の議案の審議および報告事項は全て終了いたしました。

慎重ご審議をいただき、ありがとうございました。

これにて、第33回大網白里市農業委員会総会を閉会いたします。

(午後 4時 4分)

上記会議の顛末を録し相違ないことを証するためここに署名する。

令和7年1月9日

農業委員会会長

内山 充弘

署名委員

川 新 尊 之

署名委員

増 田 健 二